

南紀白浜空港民間活力導入事業

優先交渉権者選定基準

平成 29 年 11 月 21 日

和歌山県

目次

第 1.	優先交渉権者選定基準の位置づけ.....	1
第 2.	優先交渉権者選定の方法.....	1
1.	選定方法の概要.....	1
2.	優先交渉権者選定の体制.....	1
第 3.	審査の手順.....	2
1.	第一次審査.....	2
2.	第二次審査.....	2
第 4.	第一次審査.....	3
1.	資格審査.....	3
2.	提案審査.....	3
3.	第二次審査参加者の選定.....	3
4.	提案審査における審査基準.....	3
(1)	提案項目.....	3
(2)	得点案の計算方法.....	3
第 5.	第二次審査.....	6
1.	提案審査.....	6
2.	優先交渉権者等の選定.....	6
3.	提案審査における審査基準.....	6
(1)	提案項目.....	6
(2)	得点案の計算方法.....	6

第1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ

本優先交渉権者選定基準（以下「本基準」という。）は、県が、本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者として選定するための方法、評価基準等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、募集要項に定めるところによる。

第2. 優先交渉権者選定の方法

1. 選定方法の概要

本事業では、応募者との対話により要求水準書等の詳細を調整する場合があることから、公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

本基準は、応募者が、募集要項に定める参加資格要件や要求水準を満たすことを前提として、各提案項目に対する提案内容、審査のポイント、配点等を定めたものである。

優先交渉権者の選定は、本事業の事業方針等を審査し、第二次審査参加者を選定する「第一次審査」と、第二次審査参加者との競争的対話を踏まえ、具体的な事業計画等を審査し、優先交渉権者を選定する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

なお、第一次審査と第二次審査とはそれぞれ独立した採点を行い、第一次審査の得点は第二次審査に影響しないこととする。

応募者の提案内容について、航空運送事業者、地方公共団体等との事前調整は不要である。ただし、提案内容によっては、他の事業者等との連携の実現可能性が低いものとして減点対象となることがある。

提案書類では、事業者名は、正本のみに記載し、それ以外では、応募者の名称及び名称を類推できる記載は行わないこととする。応募者以外の協力事業者等の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）も同様とする。また、審査委員会に対しては、提案書類に係る応募者の名称は通知しない。

2. 優先交渉権者選定の体制

県は、優先交渉権者を選定するにあたり、専門的見地からの意見を参考とともに、客観的な評価を行うために、平成29年10月20日付で審査委員会を設置した。

審査委員会の委員の具体的な名称は募集要項に記載のとおりである。

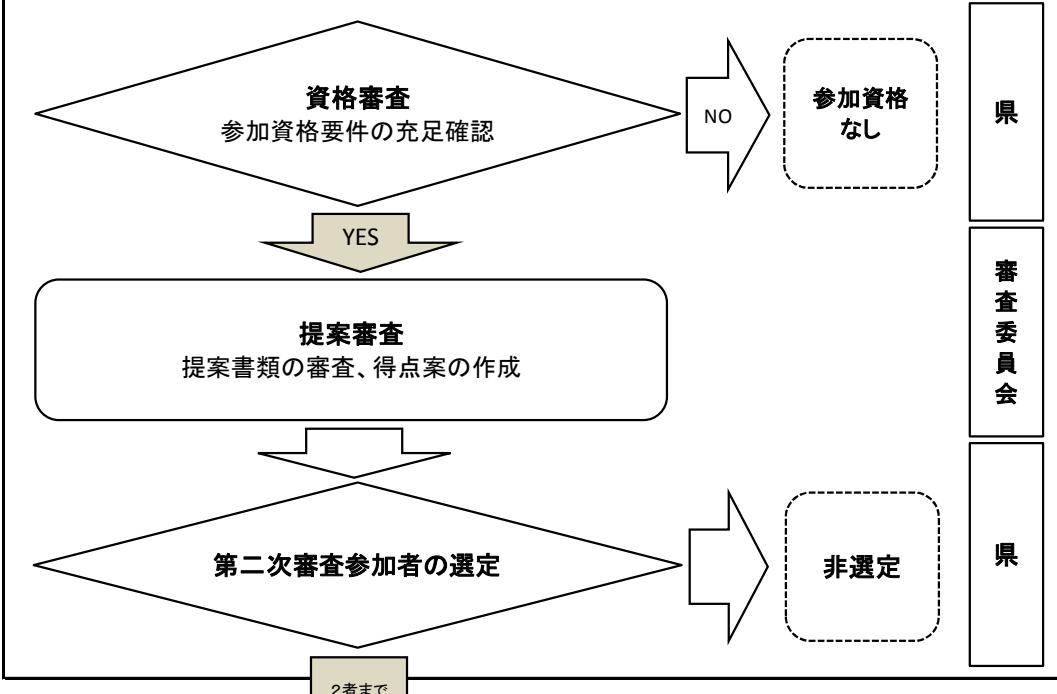
県は、審査委員会における評価を受けて、第二次審査参加者並びに優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

第3. 審査の手順

審査の手順を以下に示す。これは、第2ないし第5に記載した審査開始から優先交渉権者選定までの手順を図示したものであり、図中右側囲みの「県」又は「審査委員会」は手続きの実施者を示すものである。

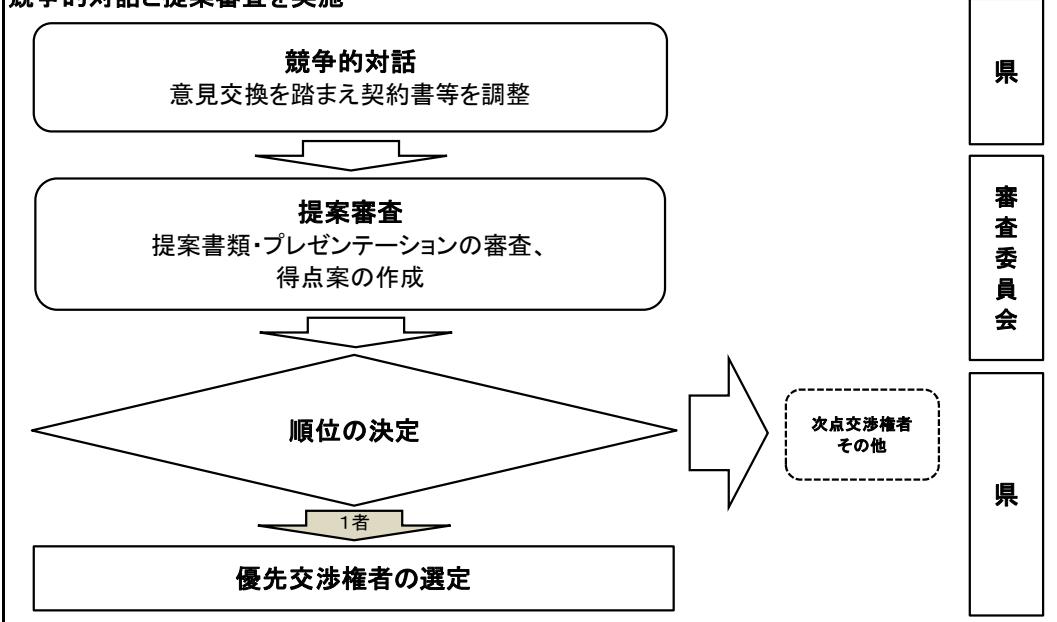
1.第一次審査

提案審査を実施



2.第二次審査

競争的対話と提案審査を実施



第4. 第一次審査

第一次審査参加者の中から、最大2者までの第二次審査参加者を選定するものである。第一次審査の手順及び方法は以下のとおりである。

1. 資格審査

県は、第一次審査書類に含まれる資格審査書類について、募集要項に示す参加資格要件を充足しているかどうか審査を行う。第一次審査における参加資格要件審査は、提案審査に先立って行い、参加資格要件を充足していない応募者は提案審査を受けることができない。これは、形式的な審査であることから、審査委員会の開催を経ることなく、担当部局によって行い、その結果は、提案審査開始時に審査委員会に通知するものとする。

2. 提案審査

第一次審査参加者が提案する本事業に関する基本的な事業方針等が適切なものとなっているかどうかについて審査を行う。

第一次審査参加者は、県が開示した資料の他、参加者が独自に取得した情報をもとに提案審査書類を作成するものとし、関係者へのヒアリングの実施は認めない。

なお、公正を期すため、関係者にはビル施設事業者の役職員を含むものとし、応募者が県の許可なく関係者に接触したことが判明した場合は、応募を無効とする。

審査委員会は、第一次審査書類に含まれる提案審査書類（県が必要に応じて実施するヒアリング結果を含む。）について協議及び4. 提案審査における審査基準に基づく採点を行って得点案を作成し、県に報告する。

3. 第二次審査参加者の選定

県は、審査委員会から報告を受けた得点案をもとに、第一次審査参加者の得点を決定し、その中から、第二次審査参加者を最大2者まで選定する。

4. 提案審査における審査基準

(1) 提案項目

提案審査書類における提案項目、審査のポイント及び対応する様式は、「表1 第一次審査における提案項目」に記載のとおりである。各提案項目については、対応する様式と関連する様式との整合性を踏まえて審査する。

(2) 得点案の計算方法

提案項目の配点は、「表1 第一次審査における提案項目」に記載のとおりである。

審査委員が審査を行うにあたっては、提案項目ごとに審査のポイントに挙げた事項を考慮し、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて得点を与える。

審査委員会は、審査委員が採点した各提案項目の得点のうち、最高点及び最低点を除いたものの平均点を当該項目の点数として算出することとする。これは、本事業においては、南紀白浜空港が、航空ネットワークの拡充や地域経済の活性化など多様なニーズが存するとの背景事情に鑑み、審査委員全員一致により得点案を作成するよりも、各委員が有する専門的な知見に則り、多様な意見を反映させた結果として運営権者を選定することが望まれるものとの考えによるものである。平均点の算出にあたっては、専門性の異なる審査委員の構成により、一部の審査委員の極端な採点が結果に影響しないよう

にするため、また、各審査委員による採点の合計点のみを比較し、最高点と最低点を排除した場合、審査委員のうち2名は、審査に全く関与することができない結果となり妥当ではないため、個別項目ごとの最高点と最低点を排除した上で平均点を求める方法を採用する。

この方法によって算出された各提案項目の点数を合計することにより得点案を作成するものとする。各審査委員の採点は、担当部局が集計し、機械的に得点案を作成し、審査委員会の承認を受けるものとする。この際、得点案の算出過程については、個々の審査委員の名称を伏せた状態で審査委員会に開示するものとする。

ただし、上記の方法により算出された得点案が同点となる応募者がいる場合、審査委員会は、得点案に加え、参考得点案を作成して県に報告する。参考得点案は、審査委員の採点した個別項目ごとに最高点及び最低点を含めた平均点を合計したものとする。県は、第2位の得点案に係る応募者が複数いる場合など、得点案のみで第二次審査参加者を選定することが相当でないと認めたときは、参考得点案を考慮して第二次審査参加者を選定することができる。なお、「表1 第一次審査における提案項目」の合計の得点案（参考得点案を計算する場合は参考得点案を含む。）が30点を下回る応募者は失格とする。

表1 第一次審査における提案項目（50点満点）

提案項目		審査のポイント	配点	対応様式
1. 事業手法				
事業手法	・事業手法	・民間活力がより引き出される提案となっているか ・空港基本施設及びビル施設の一體的な運営が望ましい	20	10-A
2. 将来方針				
空港活性化方針	・空港活性化方針に関する基本的な考え方 ・エアライン誘致の方針	・旅客者数の増加に寄与する方針となっているか ・事業者の収益性の向上が期待できる方針となっているか ・空港周辺地域の活性化に資する方針となっているか	10	10-B
国際線受入機能を有したターミナルの配置方針	・国際線受入機能を有したターミナルの配置に関する基本的な考え方（設置予定場所、設置手法（新設又は改修等の別）、事業手法として運営権を選択する場合で、ターミナルを新設する方針とする場合は、設計及び施工の実施主体）	・配置に関する基本的な考え方は合理的な考え方となっているか ・各提案項目と整合するものとなっているか ・設計及び施工の実施主体は審査の対象としない。	5	10-C
3. 実施体制				
実施体制方針	・応募事業者・コンソーシアム構成員の概要及び業務実績	・応募事業者・コンソーシアム構成員の実績は、本事業の適切なマネジメントが期待できるものとなっているか	5	10-D
4. 運営の効率化策				
運営の効率化策	・空港運営の効率化に関する基本的な考え方 ・サービス購入料（事業手法として運営権を選択する場合は、ハイジャック等防止対策に関する費用負担を含む。）の概算額※ ・（事業手法として運営権を選択する場合）運営権者が実施する補助対象施設更新投資に関する提案 ※国際線受入機能を有したターミナルの整備業務及び運営等業務に要する費用は含まない。	・空港運営の効率化が期待できる考え方となっているか ・より低いサービス購入料の概算額となっているか ・（事業手法として運営権を選択する場合）運営権者が実施する補助対象施設更新投資に関する提案が行われているか	10	10-E

第5. 第二次審査

第二次審査参加者の中から、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものである。第二次審査の手順及び方法は以下のとおりである。

1. 提案審査

県との競争的対話を経た上で第二次審査参加者が提案する本事業に関する具体的な目標及び計画並びに個別の施策が適切なものとなっているか、また、それらが実現可能性の高いものかどうかについて審査を行う。

審査委員会では、第二次審査書類に含まれる提案審査書類について協議及び3. 提案審査における審査基準に基づく採点を行って、得点案を作成し、県に報告する。なお、審査委員会における審査では、現地調査や関係者へのヒアリングを踏まえて作成された提案審査書類を審査するとともに、審査委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を行うものとする。

2. 優先交渉権者等の選定

県は、審査委員会から報告を受けた得点案をもとに、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の第二次審査参加者を優先交渉権者として選定する。また、第二位の第二次審査参加者を次点交渉権者とする。

3. 提案審査における審査基準

(1) 提案項目

提案審査書類における提案項目、審査のポイント及び対応する様式は、「表2 第二次審査における提案項目」に記載のとおりである。各提案項目は、対応する様式について、関連する様式との整合性を踏まえて審査する。

なお、任意提案業務に係る提案については審査の対象としない。

(2) 得点案の計算方法

提案項目の配点は、「表2 第二次審査における提案項目」に記載のとおりである。

審査委員が審査を行うにあたっては、提案項目ごとに審査のポイントに挙げた事項を考慮し、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて得点を与える。

審査委員会は、審査委員が採点した各提案項目の得点のうち最高点及び最低点を除いたものの平均点を当該項目の点数として算出する。複数の提案項目を包括する形で配点が付与されるものについては、その対象となる提案項目を総合的に考慮して、「表2 第二次審査における提案項目」に記載の配点を上限に採点する。審査委員会は、算出された点数を合計することにより得点案を作成するものとする。

ただし、この得点案の計算方法により算出された得点案が同点となる場合、審査委員会は、得点案に加え、参考得点案を作成して県に報告する。参考得点案は、審査委員の採点した個別項目ごとに最高点及び最低点を含めた平均点を合計したものとする。県は、得点案が同点の場合など、得点案のみで優先交渉権者又は次点交渉権者を選定することが相当でないと認めたときは、参考得点案の優劣に従って優先交渉権者等を選定することができる。

なお、「表2 第二次審査における提案項目」の合計の得点案（参考得点案を計算する場合は参考得点案を含む。）が120点を下回る応募者は失格とする。

表2 第二次審査における提案項目（200点満点）

提案項目	審査のポイント	配点	対応 様式
A) 全体事業計画			
【A1】 将来イメージ・ 基本コンセプト	・10年後の南紀白浜空港の将来 イメージ ・提案の基本コンセプト	・具体的な将来イメージ及び基本 コンセプトを提示できているか ・当該将来イメージ及びコンセプトは、各提案項目と整合するもの となっているか	10 16-A1
B) 事業手法			
【B1】 事業手法	・事業手法	・民間活力がより引き出される提 案となっているか ・空港基本施設及びビル施設の一 体的な運営が望ましい	10 16-B1
C) 空港活性化に資する取組			
【C1】 空港活性化計画	【C1-1】 ・旅客数の目標値	・実現性があり、かつ、積極的な 目標値の設定がされているか	16-C1-1
	【C1-2】 ・着陸料等の料金施策	・利用者負担に配慮した提案とな っているか ・目標値に対して効果的かつ実現 可能性の高い提案となっている か	16-C1-2
	【C1-3】 ・エアライン誘致施策（県からの インセンティブ無し） ① チャーター便の誘致施策 ② 定期便の誘致施策 ・エアライン誘致施策（県からの インセンティブ有り） ① チャーター便の誘致施策 ② 定期便の誘致施策 ③ 県に要望するインセンティブ制 度	・空港活性化への寄与が期待でき る提案となっているか ・目標値に対して効果的かつ実現 可能性の高い提案となっている か ・県に要望するインセンティブ制 度がエアラインの誘致について 熟知した提案となっているか	50 16-C1-3
	【C1-4】 ・航空サービス利用者の利便性向 上に関する施策（空港アクセス事 業者との連携施策を含む）	・空港活性化への寄与が期待でき る提案となっているか ・目標値に対して効果的かつ実現 可能性の高い提案となっている か	16-C1-4
【C2】 国際線受入機能 を有したターミ ナルの配置計画	・国際線受入機能を有したターミ ナルの配置に関する具体的な計 画（設置方法、金額、規模、スケ ジュール）	・提案された手法は合理的で実現 性があるか ・提案された設置方法による整備 概算金額、整備規模、整備スケジ ュールは実現性があるか	20 16-C2

提案項目	審査のポイント	配点	対応様式	
D) 安全・保安に関する計画				
【D1】 安全・保安に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・航空の安全確保及び空港の保安に関する基本施策 ・安全・保安に関するセルフモニタリング方法 ・トラブル発生時（事件、事故、災害、疾病等）における対応策 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港の安全・保安を維持・向上することが可能な施策となっているか ・安全・保安に関するセルフチェック機能の実効性が期待できる施策及び体制が提案されているか ・事件若しくは事故の発生を未然に防ぎ、又は、災害発生時の被害を最小限にとどめる事前の施策が示されているか ・安全・保安に関連する業務について、職員への適切な教育・訓練の実施や適切な外部委託先の選定等を通じた信頼性の高い実施体制が示されているか ・トラブル発生時における適切な対応が期待できる提案となっているか 	20	16-D1
E) 事業計画、事業継続及び実施体制				
【E1】 事業計画及び事業継続に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ①計画B／S ②計画P／L ③計画C／F ・リスク管理及び事業継続に関する施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・現実的かつ合理的な計画となっているか ・各提案項目と整合する計画となっているか ・経営に過度な影響を与える可能性のあるリスク事象を顕在化させないためのリスク管理策について、具体的かつ効果的な提案となっているか ・当該リスク事業の顕在化時において取られる事業継続のための施策について、具体的かつ効果的な提案となっているか ・施策の実現可能性が高い提案となっているか 	20	16-E1-① 16-E1-② 16-E1-③ 16-E1-④ 16-E1-⑤ 16-E1-⑥
【E2】 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 S P C の出資構成等 ・業務実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ①組織図及び業務分掌 ②エアライン誘致に関する人材の配置状況 ③人事及び雇用に関する具体的な施策 ・応募事業者・コンソーシアム構成員の概要及び業務実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体が本事業を推進するために適切なものとなっているか ・意思決定のプロセスが明確に示されており、ガバナンスの確保と意思決定の迅速化について配慮したものとなっているか ・エアライン誘致に関する専門知識を有する者の配置がなされているか <ul style="list-style-type: none"> ・(事業手法として運営権を選択する場合)南紀白浜空港ビル株式会社の現職員の雇用条件に配慮した施策となっているか ・応募事業者・コンソーシアム構成員の実績は、本事業の適切なマネジメントが期待できるものとなっているか 	30	16-E2-① 16-E2-② 16-E2-③

提案項目	審査のポイント	配点	対応様式	
F) 運営に関する公共負担額				
【F1】 運営に関する公 共負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス購入料（事業手法として運営権を選択する場合は、ハイジャック等防止対策に関する費用負担を含む。）の提案金額※ ・（事業手法として運営権を選択する場合）運営権者が実施する補助対象施設更新投資に関する提案金額 <p>※国際線受入機能を有したターミナルの整備業務及び運営等業務に要する費用は含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・より低い公共負担額が提案されているか（事業手法として運営権を選択する場合は、10年間のサービス購入料（ハイジャック等防止対策に関する費用負担を含む。）の提案金額から、運営権者が実施する補助対象施設更新投資に関する提案金額の倍額を差し引いた額を10年で除した額の多寡により配点する。運営権以外の事業手法を選択する場合は、提案される指定管理者等空港運営事業期間に対応するサービス購入料の提案金額を当該指定管理者等空港運営事業期間で除した額の多寡により配点する。） 	40	16-F1-① 16-F1-② 16-F1-③